

第 575 回富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 2 年 8 月 6 日（木）午後 1 時 35 分から午後 2 時 10 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（12 人）

		2	澤邊 治之	3	鈴木 昇	4	山崎 正秀
5	佐久間 容	6	平野 弁一	7	大後 護	8	渡邊 和巳
9	茂木 比呂志	10	森田 泰彰			12	鈴木 伸江
13	小柴 賢次郎	14	白井 和子				

4 欠席委員（2 人）

1	稲村 耕一	11	川口 寛市				

5 事務局職員（3 人）

局長 茂木 雅宏	係長 赤井 聖	書記 樋口 悠亮	

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請及び同法第 5 条の規定による許可申請
について

議案第 5 号 富津市農業委員会運営委員会規約の改正について

議案第 6 号 富津市農業委員会運営委員会委員の選任について

第 575 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
	<p>開会 午後 1 時 35 分</p>
局長	<p>皆様こんにちは。委員の皆様には、ご多忙のところ第 575 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p>
局長	<p>開会に先立ちまして、本日の出席状況でございますが、 1 番稲村委員、11 番川口委員が欠席となっております、14 名中 12 名の出席となっております。</p> <p>従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。</p>
局長	<p>それでは早速会議を始めさせていただきます。</p> <p>会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>(議長挨拶)</p> <p>(報告連絡事項)</p> <p>7 月 29 日 (水) 八千代市市民会館において開催された、千葉県農業会議主催の「令和 2 年度新任農業委員・農地最適化推進委員合同研修会」に新任の農業委員 2 名、農地利用最適化推進委員 6 名及び私(平野会長)と事務局長の 10 名が参加した。</p> <p>(開会)</p>
議長	<p>ただ今から、第 575 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p>

議長	<p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、会議に入ります。</p> <p>農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>2 番澤邊委員、3 番鈴木昇委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p>
議長	<p>【議案第 1 号】</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>
議長	<p>議案第 1 号 1 番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を 2 番澤邊委員お願いします。</p>
澤邊委員	<p>議案第 1 号 1 番について申請地を 8 月 6 日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>佐貫町駅より東の方向約 300m に位置する農地です。</p> <p>権利者は、当該農地の使用貸借契約を義務者と締結していましたが、今回、義務者が当該土地の売却を希望し、所有権移転をすることで話がまとまったことから、売買による所有権移転の申請をすることとなりました。</p> <p>営農計画としましては、菜花の栽培を行う計画です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明お願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの澤邊委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>今回の案件は、権利者は当該土地を令和元年 9 月 1 日付で使用貸借</p>

	<p>契約により貸借していましたが、義務者の売却希望につき、令和2年7月14日付で合意解約を行い、今回改めて売買による所有権移転の許可申請をするものです。</p> <p>申請地は、農用地区域内の農地を含み、面積は1,085㎡、権利者の耕作面積は、18,260㎡であり、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積は5,000㎡の為、基準を満たしております。</p> <p>その他機械、技術、労働力に関しても問題はないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p>
議長	<p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号1番は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第2号】</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>
議長	<p>議案第2号1番につきまして、担当委員は1番稲村委員ですが、本日欠席ですので、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>議案第2号について説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>JA きみつ富津経済センターより北東の方向約100mに位置する農</p>

	<p>地であります。</p> <p>申請地は令和2年4月7日付けで農地法第3条の所有権移転の許可を受けており、農地造成を行っています。</p> <p>現在は天地返し、8月より埋め立てを開始する予定であり、造成の進捗に伴い、申請地に鉄板を敷き、荒廃農地の奥まで車両の通行を行えるようにするため、工事期間中に農地の一時転用を行うものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p>
議長	<p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号1番は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第3号】</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第3号1番及び2番は、権利者及び申請理由が同一であるため、一括で審議し個別に採決したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>それでは、一括で審議をいたします。</p> <p>担当委員の現地調査及び説明を12番鈴木伸江委員お願いします。</p>

鈴木伸江委員	<p>議案第2号1番と2番について申請地を8月1日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>吉野小学校より北東の方向約600mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は、本件隣接土地を令和元年度に取得し、倉庫の建設を計画していましたが、車両の出入りルート、駐車場の確保、資材置き場などの観点から、申請地の取得が必要となり、義務者も土地の売却を考えていたことから、所有権移転を伴う農地転用申請をすることとなりました。</p> <p>なお、当該地の間には市の所有する道路が通っており、そちらについては現在払下げの手続きに入っています。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの鈴木伸江委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水は上水道を使用し、汚水・雑排水は敷地内に浄化槽を設置し、処理水を排水路に放流します。雨水については自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し借入資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>なお、それぞれの申請地の間には、市の所有する道路が通っており、現在、建設課に払下げの手続きを取っております。払下げの許可には期間を要するため、許可が下りるまでは、道路以外の本件申請部分を整地し、払下げの許可後に、道路部分の整地に入る予定です。</p> <p>倉庫付帯設備として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全</p>

	<p>て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p>
議長	<p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第3号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第3号1番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第3号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第3号2番は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第4号】</p> <p>議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請及び同法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>本議案については、議件1つに対して3通りの申請となっておりますので、議案の内容についてまず事務局の説明を求めます。</p>
事務局(赤井)	<p>議案第4号の1番から6番までについては、同一の場所で事業を行うこととなっております。営農型太陽光発電事業に係る転用を伴う申請及び3条の貸借の申請となっております。</p> <p>本件につきましては、5条の転用許可がなければ営農型太陽光パネ</p>

	<p>ルの下部で耕作はできず、また、耕作が許可にならないければ営農型の太陽光発電事業も許可になりません。</p> <p>このため、本件の審議及び採決については、一括での採択をお願いします。</p> <p>なお、3条の許可については、5条申請に係る千葉県との許可と同日とすることとしまして、3条申請を許可することとなった場合には、許可を保留とし、千葉県の許可日と合わせることとなります。</p> <p>以上です。</p>
議長	事務局の説明は終わりました。
議長	<p>事務局の説明によると、議案第4号の1番から6番は、事業が同一であるため、一括審議、一括採決したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>それでは、一括で審議、一括採決といたします。</p> <p>担当委員の現地調査及び説明を4番山崎委員をお願いします。</p>
山崎委員	<p>この添付の図面で説明しますと図面の上に位置する土地が [REDACTED] で下が [REDACTED] です。この2つの土地で大筋では同じですが細かな部分が異なりますので現地確認した状況を説明します。</p> <p>議案第4号1番から6番について申請地を8月3日と4日に確認しましたので、説明します。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>当該地区は天羽中学校より南東の方向約250mに位置する農地であります。</p> <p>義務者は、市外在住のため、富津市内での耕作が困難となっていたところ、権利者から営農型太陽光発電用地とすることについて申し入れがあり、耕作条件、太陽光発電施設の設置等適していたため、農地法第3条による賃借権設定並びに区分地上権設定の申請を行うものです。</p>

併せて、営農型太陽光発電施設の場合、支柱及び外周フェンス等の一時転用の許可が必要であることから、農地法第5条による地上権設定の申請を行います。

申請地が2カ所になっているため、最初に[]について、現況及び営農計画、周辺農地に対する影響を説明します。

当該地は、宅地及び市道に囲まれた窪地で、栗の木など約10本程植栽した以外、野菜等の作付けはされていません。排水は隣接する宅地内に管を埋設し排水しています。

隣接の農地は市道を跨いで存在します。

全面にパネルを設置して、その下でみょうがを栽培するという事で、営農計画のみょうがについては、近隣農地にみょうがが少し植えられていましたので、栽培に適しているかもしれません。引き続き農地として利用する計画です。

周辺農地には影響が無いよう配置計画されてり問題はないと思います。

なお、現地調査した時に隣接する2名の方に話を聞きましたが、太陽光発電の設置については、理解しているようでありました。しかし、当該申請者は、隣接者の付き合いをしないと不満の声が聞こえました。

次に、[]については、宅地及び農地に隣接する農地であり、栗の木3本程度及び一部野菜が植えられていました。

隣接する東側の農地は耕作放棄地であり、北側に隣接する農地は各種野菜が植えてありました。

[]では、敷地の半分程にパネルを設置してその下でみょうがを栽培、残りの敷地ではかぼちゃを栽培するとのことです。

みょうが栽培については、隣接地にみょうがが栽培されているため適しているかもしれません。また、カボチャ栽培は、排水がよさそうでしたので適していると考えられます。引き続き農地として利用する計画です。

周辺農地には、影響が無いように計画されており問題はないと思い

	<p>ます。</p> <p>1名隣接する方に聞き取りましたが、太陽光発電を設置することは知っていました。反対等の声はありませんでした。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局 (樋口)	<p>ただいまの山崎委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>本案件は、営農型太陽光発電施設を設置するための申請となります。</p> <p>まず、農地法第3条申請について、農地区分に関しては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断され、農用地区域内の農地も含むものがありますが、一時転用となっており、太陽光発電施設の下で営農を行う計画となっているため、問題ありません。</p> <p>農地の面積は2,794㎡、権利者の耕作面積は、15,473㎡であり、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積は5,000㎡の為、基準を満たしております。</p> <p>その他機械、技術、労働力に関しても問題はないと考えます。</p> <p>次に、農地法第5条申請について、千葉県の手引では、支柱部分のみの転用と定められておりますので、本申請では、 は7.96㎡、 は7.81㎡が転用面積となります。</p> <p>造成は支柱設置後に耕耘のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水については自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>営農型太陽光発電施設用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p>

	<p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p>
議長	<p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第4号1番から6番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第4号は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第5号】</p> <p>議案第5号「富津市農業委員会運営委員会規約の改正について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明をお願いします。</p>
事務局(赤井)	<p>改正の主な内容は、資料左側の現行の欄をご覧くださいなのですが、第6条に運営委員会の任期がありまして、任期は二期制とし、前期平成31年1月13日まで、後期平成32年7月13日までとする。という記載がありますが、期限が過ぎておりますので、これを改めるのが改正の主旨となります。</p> <p>その他の条項では、軽微な表現の修正等がありますが、6条の改正が主な内容となります。</p> <p>また、任期を規約で定めるのではなく、資料右側の改正案の5条の部分をご覧くださいなのですが、運営委員の任期は二期制とする。として二期制の形を採ることを規約で定め、前期、後期の期間については、農業委員会の総会で定めることに改めさせていただきました。</p>

	<p>この改正によりまして、期間満了の度に規約改正をする必要がなくなり、また、前期、後期の期間を変更する必要がある場合は、その時に総会で審議していただくということで、本件の改正案とさせていただきます。</p> <p>主な改正内容については以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p>
議長	<p>「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第5号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第5号は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第6号】</p> <p>議案第6号「富津市農業委員会運営委員会の選任について」を議題といたします。</p> <p>富津市農業委員会運営委員会について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局(赤井)	<p>議案第5号で規約改正の承認いただきました運営委員会について、委員会の選任について説明いたします。</p> <p>今回初めて農業委員となられた委員もいますので、概要を説明しますと、運営委員会については、農業委員会の円滑な運営を図り、もって農地事務の適正化、農業振興事業、農政活動等を促進することを設置目的としています。</p> <p>主な内容としては、農地の下限面積に関する審議や新規就農者の面談等の、農業委員会総会に諮るべき内容であるか否か等、農業委員会</p>

	<p>の総会に諮る前に前段の確認、事前審査する主旨の会議となります。</p> <p>本件の議案については、前期と後期の期間を総会で定めることとしており、この期間については、これまでの運営委員会の定め方として、現職の農業委員の任期の概ね半分で前後を分けている形となっております。事務局としましては同じ形を採りたいと考えておりますがいかがでしょうか。</p>
議長	<p>事務局から提案がありましたがこれについてご質問ございますか。</p> <p>(なし声)</p>
議長	<p>「質疑なし」ということでありますので、採決に入ります。</p> <p>事務局の説明のとおりとしてよろしいという賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>それでは、内容について事務局から説明ありますか。</p>
事務局(赤井)	<p>はい</p>
議長	<p>それでは引き続き事務局説明をお願いします。</p>
事務局(赤井)	<p>それでは提案を承認いただきましたので、前期後期の期間をお伝えいたします。</p> <p>前期は令和2年7月14日から令和4年1月13日まで、後期を令和4年1月14日から令和5年7月13日までとなります。</p>
議長	<p>事務局から説明がありましたとおり、繰り返しになりますが前期を令和2年7月14日から令和4年1月13日まで、後期を令和4年1月14日から令和5年7月13日までということで決定いたします。</p>

議長	次に、運営委員の選任にうつります。 選任方法について如何いたしましょうか。
森田委員	事務局の案があれば示してほしいのですが。
議長	他に意見等ありますか (なし声)
議長	それでは事務局、案はありますか。
事務局(赤井)	事務局の案としましては、前運営委員会の前期後期の決め方として、規約に定める、会長、会長職務代理者、中立委員の3名については、前期後期のどちらにも入りまして、3名以外の委員の分け方は、議席番号の若い番号順に前期、後期、前期、後期という順番で分けていました。 また、この分け方で運営委員を決めるとした場合の前期と後期の構成を準備しておりましたので、配布いたします。 配布した資料に記載のとおり、 前期は会長、職務代理、中立委員のほか稲村委員、鈴木昇委員、佐久間委員、茂木委員、川口委員、小柴委員で、 後期は会長、職務代理、中立委員のほか澤邊委員、山崎委員、渡邊委員、森田委員、鈴木伸江委員となります。 事務局案の説明は以上です。
議長	ただ今事務局より運営委員会の前期後期の案の説明がありました。 事務局案のとおりでよろしいでしょうか。 (意義なしの声)
議長	「意義なし」ということですので、事務局案のとおりで進めさせていただきます。

議長	<p>つづきまして、前期後期のそれぞれで運営委員長を置くこととなっており、選出方法は運営委員の互選により選出することとなっております。</p> <p>ここで、運営委員長の選出のため、暫時休憩といたします。</p> <p>(暫時休憩)</p>
議長	<p>会議を再開します。</p>
茂木委員	<p>それでは、前期の運営委員長はどなたになりましたでしょうか。</p> <p>前期の運営委員長は、稲村委員を推薦します。</p>
議長	<p>つづきまして、後期の運営委員長はどなたになりましたでしょうか。</p>
渡邊委員	<p>後期の運営委員長は、澤邊委員を推挙します。</p>
議長	<p>前期は1番稲村委員、後期は2番澤邊委員となりました。</p> <p>それでは両運営委員長、いろいろご苦勞をおかけしますが宜しくお願ひいたします。</p>
議長	<p>【専決処分報告について】</p>
議長	<p>次に市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」報告を事務局長よりお願いします。</p>
事務局長	<p>市街化区域内にある農地の専決処分について報告をさせていただきます。</p> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による届け出でございますが、1番、2番及び5番につきましては、専用住宅用地として所有権を移転するもので面積は、1番が247㎡、2番が13㎡、5番が206㎡です。</p> <p>3番につきましては、敷地延長として所有権を移転するもので面積は、25㎡です。</p> <p>4番につきましては、駐車場用地として所有権を移転するもので面</p>

<p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>積は、188 m²です。</p> <p>本届出につきまして、添付書類も含め完備しておりましたので事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。</p> <p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。</p> <p>事務局何かありますか。</p> <p>皆様には、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして第 575 回の定例農業委員会を終了します。</p> <p>なお、次回農業委員会総会は 9 月 3 日木曜日 場所は 401 会議室で午後 1 時 3 0 分から開催いたします。</p> <p>閉会 午後 2 時 10 分</p>
---	---